

写

都上下審第1号
令和7年3月31日

都城市長 池田 宜永 様

都城市上下水道料金等審議会
会長 平岡 直樹

答 申 書

令和6年12月25日付け都水総第742号で諮問のありました「今後の経営見通し」について、下記のとおり答申するとともに、留意すべき事項について附帯意見として申し添えます。

記

1 答申内容

(1) 今後の経営見通しについて

水道料金改定は必要であると判断し、平均改定率は14.95%とすることが適当である。

(2) 水道料金体系について

基本料金及び従量料金の設定については、別紙水道料金表のとおりとすることが適当である。

(3) 改定時期について

改定時期は、令和8年4月検針分からとすることが妥当である。

2 附帯意見

(1) 持続的に水道水を安定供給するため、施設の耐震化等を計画的に実施するとともに、更なる業務の効率化や収入の確保など経営改善に努めること。

(2) 水道事業等の経営状況や事業計画等について、継続的に外部評価を行う審議会の設置が必要である。

(3) 水道事業の経営状況及び水道料金改定の必要性や内容について、市ホームページや広報紙等を活用し、十分に周知・広報に努めること。

別紙：料金表

水道料金表（一般用）

（1 か月計算、税抜）

口径	基本料金	従量料金 1 m ³ 当たり			
		9m ³ 未満	9m ³ 以上 21 m ³ 未満	21 m ³ 以上 51 m ³ 未満	51 m ³ 以上
13 mm	510 円	33 円	140 円	180 円	210 円
20 mm	840 円				
25 mm	1,180 円	40 円			
40 mm	2,820 円				
50 mm	5,320 円				
75 mm	10,370 円				
100 mm	16,390 円				
150 mm	25,000 円				

御池簡易水道料金表（一般用）

（1 か月計算、税抜）

口径	基本料金	従量料金 1 m ³ 当たり	
		9m ³ 未満	9m ³ 以上
全口径	290 円	33 円	103 円